

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

(1) 営業パートナー等の取引先に対し、製品知識や市場動向に関する定期的な勉強会を実施し、双方の事業拡大に向けたオープンな協力体制を構築します。

#### b. IT実装支援

(1) 自社SaaSシステム(Voice Report等)の開発・運用ノウハウを活用し、取引先のデジタル化(DX)および業務効率化を技術面から支援します。また、チャットツール等を活用した迅速な情報共有基盤を提供します。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばに積極的に取り組みます。

### 3. その他(任意記載)

- (1) 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。  
(2) 下請代金は、全額現金で支払います。

2026年1月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社HOP STEP JUMP 代表取締役 余 德柱

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。